

# 熊本県公報

## 目 次

規 則  
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(県民生活総室)

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁 政 課)

熊本県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則

(私学文書課)

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則

( " )

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境政策課)

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境保全課)

登 載 依 頼

熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則

(公安委員会)

熊本県情報公開条例に規定する実施機関が定める事項

(警察本部) 一三

## 規 則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第十六号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年熊本県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「熊本県環境生活部県民生活総室」を「熊本県環境生活部県民生活総室及びくまもと県民交流館」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第十七号

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県漁業調整規則(昭和四十年熊本県規則第十八号の二)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「こえる」を「超える」に改め、同条の表中「二十馬力」を「五十六キロワット」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)附則第二條第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は、この規則による改正後の第四十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及びこの規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第十八号

熊本県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則

熊本県情報公開条例(平成十二年熊本県条例第六十五号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第十九号

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成十三年熊本県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「公務員」を「公務員等」に改める。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式(行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書)

二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号の三様式(行政文書の不在による不開示決定通知書)

「2 条例第10条に該当 「2 その他

別記第四号様式中 3 その他 を に改め、同様式の次に

(理 由) 「 (理 由)」

次の二様式を加える。

別記第四号の2様式(第4条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所 氏名

年 月 日付で請求がありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第10条に該当 (理 由)
行政文書の存否を明らかにできない理由	
担当課等	(電話番号) (内線) )
備考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

<p style="text-align: center;">行政文書の不存による不開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">熊本県指令 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県知事 印</p>	
<p>行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>作成又は取得していないため</p> <p>2 保存年限満了による廃棄のため</p> <p>3 その他</p> <p>(理 由)</p>
<p>行政文書を管理していない理由</p>	
<p>担当課等</p>	<p>(電話番号)</p> <p>(内線)</p>
<p>備考</p>	

告示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成十二年熊本県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項口中「十五ヘクタール」を「五ヘクタール」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに熊本県環境影響評価条例(平成十二年熊本県条例第六十一号。以下「条例」という。)第二条第二号に規定する対象事業となる事業について、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定による縦覧の手続を経た公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年<sup>運輸省令</sup>第一号)第三条第八号に掲げる図書があるときは、当該図書は、条例第二十三条の手続を経た条例第二十一条第二項に規定する環境影響評価書とみなす。

3 この規則による改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の七の項口の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に公有水面埋立法第二条第一項の規定による免許又は同法第四十二条第一項の規定による承認が与えられた事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の改正後の規則第四十条第二項で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十一号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和三十年熊本県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（青少年の競技力向上を目的として行われる競技会の要件等）

第二十三条の二 条例第六十九条第一項第四号に規定する規則で定める競技会は、次に掲

げる要件のすべてに該当し知事が認定したものとする。

一 年齢十八歳以下の者のみを参加資格者とする競技会

二 競技日数が二日以内で、当該競技会の指定練習日が六日以内である競技会

三 参加者が概ね三十人以上である競技会

四 青少年の競技力向上を目的の一つとし営利を目的としない団体が、主催又は後援等

（当該団体が当該競技会における大会役員及び審判員として当該団体に所属する者を

派遣する場合に限る）を行う競技会

2 前項の規定による認定に関し必要な手続は別に定める。

附 則

この規則は平成十四年四月一日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十二号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和四十七年熊本県規則第六十号）の

一部を次のように改正する。

第三十四条第一号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十七条中「条例第六十六条第五項」の下に「及び第八十一条第二項」を加え、同条

第二号及び第三号中「勧告」の下に「又は命令」を加える。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十九条 削除

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則第三十八条及  
び第三十九条の規定は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関す  
る法律（平成十三年法律第六十四号）附則第一条第二号の政令で定める日の前日までほ  
なお効力を有する。

登 載 依 拠

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

熊本県公安委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」  
という。）に基づき、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が管理する行  
政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項等）

第2条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該開示請求の担当者  
の氏名及び連絡先）

(2) 求める開示の実施の方法

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨  
2 条例第6条第1項の開示請求書の様式は、別記様式第1号（行政文書開示請求書）の  
とおりとする。

（条例第11条第1項の実施機関が定める事項等）

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示を実施する日時及び場所  
(2) 開示の実施の方法  
(3) 開示の実施に要する費用の額